

長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

こども未来部保育・幼稚園課
農 業 委 員 会 事 務 局
教育委員会事務局保健給食課

事 項	説 明																		
1 改正の理由	長野市農業委員会の委員等及び農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化に係る活動について受ける報酬額を定めること並びに保育所医師及び学校医の報酬額を見直すことに伴い、改正するもの																		
2 改正の内容	(1) 農業委員会の会長、会長代理、地区調査会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員は、この条例に規定する月額の報酬のほか、農地利用の最適化に係る活動について、年額84,000円以内で市長が定める額の報酬を受けるものと定める（別表第3関係）。 (2) 保育所における健康診断等について、内科医及び歯科医が受ける報酬額を次のとおり改める。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">1 園につき年額</th></tr><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>定員90人までの保育所</td><td>59,500円</td><td>70,200円</td></tr><tr><td>定員90人を超え 150人までの保育所</td><td>69,500円</td><td>82,000円</td></tr><tr><td>定員 150人を超える保育所</td><td>72,500円</td><td>85,500円</td></tr></table> (3) 学校における健康診断等について、内科医、歯科医、耳鼻咽喉科医及び眼科医（(4)の耳鼻咽喉科医及び眼科医を除く。）が受ける報酬額を次のとおり改める。 <table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>担任する学校の担任児童生徒数 100人まで年額92,000円とし、担任児童生徒数 100人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。</td><td>担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。</td></tr></table> (4) 戸隠地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校における健康診断等について、当該地区の医師会以外の医師会に所属する耳鼻咽喉科医及び眼科医が担任する場合に当該耳鼻咽喉科医及び眼科医が受ける報酬額を次のとおり改める。	区分	1 園につき年額		改正前	改正後	定員90人までの保育所	59,500円	70,200円	定員90人を超え 150人までの保育所	69,500円	82,000円	定員 150人を超える保育所	72,500円	85,500円	改正前	改正後	担任する学校の担任児童生徒数 100人まで年額92,000円とし、担任児童生徒数 100人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。
区分	1 園につき年額																		
	改正前	改正後																	
定員90人までの保育所	59,500円	70,200円																	
定員90人を超え 150人までの保育所	69,500円	82,000円																	
定員 150人を超える保育所	72,500円	85,500円																	
改正前	改正後																		
担任する学校の担任児童生徒数 100人まで年額92,000円とし、担任児童生徒数 100人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。																		

	<table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>担任する学校の担任児童生徒数 100人まで年額 145,000円とし、担任児童生徒数 100人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。</td><td>担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 155,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。</td></tr></table>	改正前	改正後	担任する学校の担任児童生徒数 100人まで年額 145,000円とし、担任児童生徒数 100人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 155,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。
	改正前	改正後			
	担任する学校の担任児童生徒数 100人まで年額 145,000円とし、担任児童生徒数 100人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 155,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。			
	(5) 学校における就学時の健康診断について、内科医、歯科医、耳鼻咽喉科医及び眼科医が受ける報酬額を次のとおり改める。				
	<table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>担任する学校の就学時の健康診断における診断者数 100人まで年額17,800円とし、診断者数 100人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。</td><td>担任する学校の就学時の健康診断における診断者数50人まで年額17,800円とし、診断者数50人を超える場合は、25,800円とする。</td></tr></table>	改正前	改正後	担任する学校の就学時の健康診断における診断者数 100人まで年額17,800円とし、診断者数 100人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の就学時の健康診断における診断者数50人まで年額17,800円とし、診断者数50人を超える場合は、25,800円とする。
改正前	改正後				
担任する学校の就学時の健康診断における診断者数 100人まで年額17,800円とし、診断者数 100人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の就学時の健康診断における診断者数50人まで年額17,800円とし、診断者数50人を超える場合は、25,800円とする。				
(以上別表第4関係)					
3 施行期日	令和3年4月1日から施行する。				

4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 (2) 庁 議 の 決 定	2月 4日 2月15日
--------	---------------------------------	----------------

長野市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

14

改正後				改正前					
○長野市特別職の職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第24号				○長野市特別職の職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第24号					
別表第3（第9条の2関係）				別表第3（第9条の2関係）					
表 略				表 略					
備考				備考					
1・2 略				1・2 略					
3 農業委員会の会長、会長代理、地区調査会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員は、この表に規定する月額報酬のほか、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定に基づいて行う農地利用の最適化に係る活動について、年額84,000円以内で市長が定める額の報酬を受ける。				<u>（新設）</u>					
別表第4（第10条関係）				別表第4（第10条関係）					
職名		報酬年額	報酬月額	報酬日額	職名		報酬年額	報酬月額	報酬日額
長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）第2条第1項に規定する委員		円	円	円 略	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）第2条第1項に規定する委員		円	円	円 略
母子生活支援施設医師		略			母子生活支援施設医師		略		
保育所医師	内科医	定員90人までの保育所			保育所医師	内科医	定員90人までの保育所		
	歯科医	1園につき年額 70,200円				歯科医	1園につき年額 59,500円		
		定員90人を超え150人までの保育所					定員90人を超え150人までの保育所		
		1園につき年額 82,000円					1園につき年額 69,500円		
		定員150人を超える保育所					定員150人を超える保育所		

改正後				改正前			
			1 園につき年額 85,500円				1 園につき年額 72,500円
学 校 医 等	内科医 歯科医	1 担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,000円を加算した額（その額が222,000円を超えるときは、222,000円）とする。 2 担任する学校の就学時の健康診断における診断者数50人まで年額17,800円とし、診断者数50人を超える場合は、25,800円とする。		学 校 医 等	内科医 歯科医	1 担任する学校の担任児童生徒数100人まで年額92,000円とし、担任児童生徒数100人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,000円を加算した額とする。 2 担任する学校の就学時の健康診断における診断者数100人まで年額17,800円とし、診断者数100人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,000円を加算した額とする。	
	耳鼻咽喉科医 眼科医	1 担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額102,000円（戸隠地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校において、当該地区の医師会以外の医師会に所属する医師が担任する場合は、年額155,000円）とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,000円を加算した額（その額が222,000円を超えるときは、222,000円）とする。 2 担任する学校の就学時の健康診断における診断者数50人まで			耳鼻咽喉科医 眼科医	1 担任する学校の担任児童生徒数100人まで年額92,000円（戸隠地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校において、当該地区の医師会以外の医師会に所属する医師が担任する場合は、年額145,000円）とし、担任児童生徒数100人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,000円を加算した額とする。 2 担任する学校の就学時の健康診断における診断者数100人まで	

改正後				改正前			
		年額17,800円とし、 <u>診断者数50人を超える場合は、25,800円とする。</u>				年額17,800円とし、 <u>診断者数100人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,000円を加算した額とする。</u>	
	学校薬剤師	略	学校薬剤師		略		
	職員健康管理医	略	職員健康管理医		略		
	その他の特別職の職員	略	その他の特別職の職員		略		
備考 略				備考 略			